

事務連絡
令和6年5月10日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指 雅啓

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
今般、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）が改正されたこと等に伴い、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の一部改正について、令和6年5月9日付けで国土交通省物流・自動車局旅客課貸切バス班長より事務連絡がありました。各都道府県バス協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 中尾・三木
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016